

広島市条例第56号

令和7年12月25日

広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条

例等の一部を改正する条例等の一部改正について

広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松井一實

広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条

例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例（昭和41年広島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成12年4月分」を「令和6年4月分」に改め、同項の表中「1, 132, 700」を「1, 163, 300」に、「849, 500」を「872, 400」に、「792, 000」を「813, 400」に改める。

附則第7項中「平成12年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第2条 広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例（昭和41年広島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和6年4月分」を「令和7年4月分」に改め、同項の表中「1, 163, 300」を「1, 185, 900」に、「872, 400」を「889, 400」に、「813, 400」を「829, 200」に改める。

附則第7項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

（広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例（昭和51年広島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「26万7, 500円」を「27万3, 900円」に改め、同項第2号中「15万2, 800円」を「15万6, 400円」に改め、同項第3号中「15万2, 800円」を「15万6, 000円」に改める。

第4条 広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例（昭和51年広島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第8項第1号中「27万3, 900円」を「27万9, 100円」に改め、同項第2号中「15万6, 400円」を「15万9, 400円」

に改め、同項第3号中「15万6,000円」を「15万9,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例（昭和41年広島市条例第47号）は、第1条の規定によってまず改正され、次いで第2条の規定によって改正されるものとする。
- 3 広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例（昭和51年広島市条例第61号）は、第3条の規定によってまず改正され、次いで第4条の規定によって改正されるものとする。
- 4 第1条の規定による改正後の広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例（以下「令和6年改正後の昭和41年改正条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例（以下「令和6年改正後の昭和51年改正条例」という。）の規定並びに附則第9項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 5 第2条の規定による改正後の広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例（以下「令和7年改正後の昭和41年改正条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例

等の一部を改正する条例（以下「令和7年改正後の昭和51年改正条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

6 令和6年4月分から令和7年3月分までの吏員に給する退隠料又はその遺族に給する遺族扶助料（以下「退隠料等」という。）については、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表第1の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例（昭和24年4月28日広島市条例第27号。以下「退隠料条例」という。）（令和6年改正後の昭和41年改正条例附則及び令和6年改正後の昭和51年改正条例附則を含む。）の規定によって算出して得た年額に改定する。

7 令和7年4月分以降の退隠料等については、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表第2の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、退隠料条例（令和7年改正後の昭和41年改正条例附則及び令和7年改正後の昭和51年改正条例附則を含む。）の規定によって算出して得た年額に改定する。

8 この条例の附則の規定による退隠料等の年額の改定は、市長が受給権者の請求を待たずに行う。

9 この条例の附則の規定により退隠料等の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た退隠料等の年額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額をもって改定後の退隠料等の年額とする。

附則別表第1（附則第6項関係）

退隠料等の年額の計算の基礎 となっている給料年額	仮定給料年額
円 1, 703,100	円 1,749,100
1, 759,800	1,807,300
1, 817,200	1,866,300
1, 888,700	1,939,700
1, 933,900	1,986,100
1, 992,000	2,045,800
2, 048,700	2,104,000
2, 161,000	2,219,300
2, 191,200	2,250,400
2, 277,800	2,339,300
2, 392,800	2,457,400
2, 520,000	2,588,000
2, 584,900	2,654,700
2, 646,800	2,718,300
2, 735,200	2,809,100
2, 787,300	2,862,600
2, 938,000	3,017,300
3, 012,900	3,094,200
3, 090,900	3,174,400

3, 241, 400	3, 328, 900
3, 393, 000	3, 484, 600
3, 432, 600	3, 525, 300
3, 557, 900	3, 654, 000
3, 735, 700	3, 836, 600
3, 911, 900	4, 017, 500
4, 020, 600	4, 129, 200
4, 126, 700	4, 238, 100
4, 342, 000	4, 459, 200
4, 552, 800	4, 675, 700

附則別表第2（附則第7項関係）

退隠料等の年額の計算の基礎 となっている給料年額	仮定給料年額
円 2, 045, 800	円 2, 085, 600
2, 104, 000	2, 145, 000
2, 219, 300	2, 262, 600
2, 250, 400	2, 294, 200
2, 339, 300	2, 384, 900
2, 457, 400	2, 505, 300
2, 588, 000	2, 638, 400
2, 654, 700	2, 706, 400

2 , 7 1 8 , 3 0 0	2 , 7 7 1 , 2 0 0
2 , 8 0 9 , 1 0 0	2 , 8 6 3 , 8 0 0
2 , 8 6 2 , 6 0 0	2 , 9 1 8 , 3 0 0
3 , 0 1 7 , 3 0 0	3 , 0 7 6 , 1 0 0
3 , 0 9 4 , 2 0 0	3 , 1 5 4 , 5 0 0
3 , 1 7 4 , 4 0 0	3 , 2 3 6 , 2 0 0
3 , 3 2 8 , 9 0 0	3 , 3 9 3 , 7 0 0
3 , 4 8 4 , 6 0 0	3 , 5 5 2 , 5 0 0
3 , 5 2 5 , 3 0 0	3 , 5 9 3 , 9 0 0
3 , 6 5 4 , 0 0 0	3 , 7 2 5 , 1 0 0
3 , 8 3 6 , 6 0 0	3 , 9 1 1 , 3 0 0
4 , 0 1 7 , 5 0 0	4 , 0 9 5 , 8 0 0
4 , 1 2 9 , 2 0 0	4 , 2 0 9 , 6 0 0
4 , 2 3 8 , 1 0 0	4 , 3 2 0 , 7 0 0
4 , 4 5 9 , 2 0 0	4 , 5 4 6 , 1 0 0
4 , 6 7 5 , 7 0 0	4 , 7 6 6 , 8 0 0